

れいわ虹の会

発行責任者 / れいわ虹の会
 〒963-8601 郡山市朝日 1-23-7 (郡山市議会内)
 TEL : 024-924-2505



ふるやま ゆい
 文教福祉常任委員

☎ 080-1681-6618

✉ xdmcj735@yahoo.co.jp

11/29(金)から12/16(月)まで、令和6年郡山市議会12月定例会が開かれました。

本定例会で、令和6年人事院及び福島県人事委員会勧告に基づく給与改定により、一般職に係る給与改定に加え、議員及び市長等特別職に係る給与改定も行われました。

れいわ虹の会としては、議員及び市長等特別職に係る給与改定で報酬を引き上げる前に市民の皆様の生活を第一に考えるべきという観点から、議員及び市長等特別職に係る給与改定に関する「議案第224号 郡山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」と「議案第225号 郡山市市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」に反対いたしました。

改定に伴う補正額(上下水道局所管分を除く)は、9億6,552万2千円となりました。【上下水道局所管分を含む補正額は10億859万9千円】

【一般職】

職員の区分	手当	6月期支給月数		12月期支給月数		年間支給月数		年間の引上げ月数
		R6	R7~	R6	R7~	R6	R7~	
一般職員 会計年度任用職員	期末	1.225	1.225→1.250	1.225→1.275	1.275→1.250	4.45→4.60	4.60	+0.15月
	勤勉	1.000	1.000→1.050	1.000→1.100	1.100→1.050			
特定幹部職員 (部次長級以上)	期末	1.025	1.025→1.050	1.025→1.075	1.075→1.050	4.45→4.60	4.60	+0.15月
	勤勉	1.200	1.200→1.250	1.200→1.300	1.300→1.250			
定年前再任用短時間 勤務職員	期末	0.6875	0.6875→0.700	0.6875→0.7125	0.7125→0.700	2.35→2.40	2.40	+0.05月
	勤勉	0.4875	0.4875→0.500	0.4875→0.5125	0.5125→0.500			

※特定任期付職員については、令和6年度の支給月数を現行の1.675月から1.775月(+0.1月)に改定する。

【議員及び市長等特別職】 下表のとおり、福島県の特別職等に準拠し、期末手当の支給月数を改定する。

職員の区分	手当	6月期支給月数		12月期支給月数		年間支給月数		年間の引上げ月数
		R6	R7~	R6	R7~	R6	R7~	
議員及び特別職	期末	1.675	1.675→1.725	1.675→1.775	1.775→1.725	3.35→3.45	3.45	+0.10月

(令和6年12月定例会 議案調査資料(12/16) 総務部より転載)

【賛否が分かれた議案等】

件名	議決結果	志翔会 (10名)	新政会 (9名)	郡山市議会公明党 (4名)	緑風会 (4名)	自由民主党郡山市議員団 (3名)	日本共産党郡山市議員団 (2名)	立憲民主党郡山 (2名)	無所属の会 (1名)	立憲民主党 (1名)	れいわ虹の会 (1名)
補正予算 議案第169号 令和6年度 郡山市一般会計補正予算(第5号)	原案可決	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
補正予算 議案第222号 令和6年度 郡山市一般会計補正予算(第7号)	原案可決	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×
補正予算 議案第223号 令和6年度 郡山市水道事業会計補正予算(第4号)	原案可決	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×
条例制定 議案第184号 行政組織の改編に伴う 関係条例の整備に関する条例	原案可決	×	○	○	○	○	×	×	○	×	×
条例改正 議案第224号 郡山市議会議員の議員報酬、費用弁償 及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×
条例改正 議案第225号 郡山市市長等の給与に関する 条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×
請願第15号 湖南七浜利用拠点整備改善計画の 撤回を求める請願	不採択	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○
請願第16号 2025(令和7)年4月1日付け 行政組織改編の 延期と農林部の存続を求める請願	不採択	○	×	×	×	×	○	○	×	○	×

11/14(木) 文教福祉常任委員会の皆さんと 郡山市保育園協会の意見交換会に参加してきました

- ・ハローワークや派遣会社に募集をかけても応募がない！
公定価格の見直し、郡山独自で保育士に対する処遇改善を！
- ・保育士という職業は収入のコスパが合わない！
- ・産休や育休が出た場合の職員補充が困難。
- ・職員数と入所定員数のミスマッチが起きている。
- ・新卒の保育士の定着の困難さがある。
- ・保育士増員が急務である中、短期大学等の保育科の学生の定員が減少している。保育士増員を行うことが保育の質の向上につながる。
- ・発達障がい等の疑いがあるが支援につなげることの出来ない(いわゆるグレーゾーン)子どもの増加に伴う対応で、職員の疲弊、保育士不足を感じている。
- ・園は定員割れで運営をしているが、グレーゾーン時対応等&数名の職員が休職中のため定員にストップをかけている状態。

保育現場の
切実な声

各施設では保育士の確保に大変苦慮しているのと伺ってまいりました。
 そのような状況を踏まえ、
 12月議会の一般質問では「保育現場の処遇改善」について取り上げました。

政府がこれからまとめる経済対策に、人件費を過去最大となる10.7%引き上げ、現状からの大脱却を図るため保育士の処遇改善を盛り込まれることが明らかになりました。
 全ての子どもや若者の支援、子育て支援などの取り組みを思い切って強化、加速していくかどうか注視していく必要があります。

ふるやま ゆいの主な動き

●11月～12月

- 11/29(金) 12月定例会開会
- 12/2(月)・12/3(火) 議案調査
- 12/5(木)・12/6(金) 市政一般質問
- 12/9(月) 市政一般質問
- 12/10(火) 市政一般質問、
議会運営委員会
- 12/11(水) 常任委員会、
臨時会長会
- 12/12(木) 常任委員会
- 12/16(月) 議会運営委員会、
12月定例会閉会
- 12/25(水) 定例会会長会、
第2回郡山市議会BCP検討会議
- 12/26(木) 令和6年度安積町
自治会長会忘年会

●1月～3月

- 1/6(月) 新春賀詞交歓会
- 1/12(日) 郡山市ハタチのつどい
- 1/16(木) 幼児教育懇談会
- 1/17(金) 議会運営委員会
- 1/20(月) 令和7年第1回臨時会
- 1/22(水) 障がい福祉に関する懇談会
- 1/24(金) 定例会会長会
- 1/25(土) 安積町老人会連合会新年会
- 2/3(月) 郡山市議会議員研修会
- 2/12(水) 3月定例会告示、議会運営委員会
- 2/19(水) 3月定例会開会
- 2/20(木) 議案調査、経理責任者会議
- 2/21(金) 議案調査、広報広報委員会
- 2/25(火) 定例会会長会
- 2/26(水)～3/3(月)
市政一般質問
- 3/4(火)・3/5(水)
常任委員会
- 3/7(金) 3月定例会閉会



1. 保育現場の処遇改善について

【保育士数についての見解】

2021年度から4年連続で4月における待機児童数ゼロを達成しており、本市における保育士数においても、入所児童数に対する配置基準を満たしている。2025年度に保育ニーズのピークを迎えると推計しており、民間認可保育施設における保育利用の子ども総数は3,930人となり、現行水準により必要となる保育士数は1,030人ほどになるものと見込んでいる。

「保育士資格を有しながら保育士として就職希望しない求職者に対する意識調査」(平成25年厚生労働省調べ)
就職を希望しない理由:
「賃金が希望と合わない」47.5%

Q 民間の保育士の確保のための支援について、どのような取り組みをしているのか?

A 就学前児童の保育に係る事業費として、2023年度においては総額約90億4,000万円の予算を計上している。そのうち月額5万3千円を上限とした家賃補助や潜在保育士の再就職を支援する保育料権限を実施してきたところである。離職防止・定着を図る上では保育士の負担軽減も重要であることから、保育補助者や保育支援者の雇い上げに対する助成も行っており、これら保育士確保事業全体では、2023年度の実績で約1億4千万円の支援を行ってきた。保育士・保育所支援センターにおいては、就労希望者と保育施設とのマッチングや相談業務、復職に不安のある潜在保育士へのサポート等、きめ細やかな就労支援を実施している。また、これらの取り組みにより、2021年4月時点の市内民間認可保育施設における保育士数は927人でしたが、2024年4月時点では1,004人と3年間77人増加しており、保育士の確保につながっているものと認識している。今後も安定的な保育の提供が継続できるよう、引き続き保育士確保の支援に取り組み、子育て世帯に選ばれるまち郡山の実現に努めていく。

Q 保育現場の処遇は充分満たされていると考えるか? 充足されていないということであれば、保育士不足の解消のために市独自で処遇改善を行うことを考えてはどうか?

A 厚生労働省による賃金構造基本統計調査(賃金センサス)によると、福島県における2023年度の保育士の平均年収は366万5千円であり、同調査による福島県の全産業の平均年収438万6,900円を72万1,900円、率にして16.5%下回っており、全国的にも同様であることから、さらなる保育士の処遇改善が必要であると認識している。保育士の人件費については、国が民間保育所等の運営に必要な費用を定めた公定価格に含まれているものであり、保育士の処遇改善の一環として国が主体的に対応すべき事項であると考えている。国は保育士の処遇改善を図るため人件費を10.7%引き上げる公定価格の見直しを行うことにより、国の動向を注視するとともに、詳細が示され次第、予算措置等、適切に対応していく。

福島県保育士有効求人倍率:
3.20倍
(令和6年1月時点、子ども家庭庁公表)

2. 教育現場の処遇改善について

Q 市内公立学校教職員の2023年度の平均時間外在校等時間は?

A 本市の公立学校教職員約1,800名の2023年度における時間外在校等時間は月平均32時間となっており、2022年度の月平均34時間より2時間減少している状況である。

「時間外在校等時間」とは?

2019年1月に文部科学省が制定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に基づき、本市においては、同年4月に定めた「郡山市立学校の教師の勤務時間の上限に関する基本的な考え方」により、7時間45分の勤務時間以外に在籍していた時間としている。

Q 公立学校教職員に対し現行の月給4%相当から13%に増額し、教職調整額を時間外在校等時間に応じた手当を支払う仕組みを導入する案が国において検討されている状況だが、時間外在校等時間縮減のためのこれまでの取り組みと、今後さらなる縮減に向けてどのような対策を考えているのか?

A 本市教育委員会は時間外在校等時間減少のため、市独自に生活支援員を含めた特別支援教育補助員105名、部活動指導員22名、複式学級補助員11名、ICT支援員8名等の各種人材配置により、学校現場の教職員の負担軽減策を講じている。学校現場の働き方改革の促進の一助として、2021年4月より統合型校務支援システムで教職員一人一人の出退勤時間の把握、出席簿や通知表などのデータの一元管理により、業務の効率化を進めている。今年度、中学校10校に自動採点システムを投入し業務の改善を図っているところである。2024年10月には昨年度に引き続き各学校で効果があった働き方改革の取組事例を実践事例集としてまとめ、11月に各学校にデータ配信を行なった。今後も、各学校の実践事例の共有を図るとともに標準授業時数を大幅に上回らないこと、学校行事の見直し等によりさらなる教職員の時間外在校等時間の削減につなげたいと考えている。

現在の教員給与特別措置法

公立学校教員に残業代を支払わない代わりに教職調整額を支給すると定められている。文部科学省は、2025年度当初予算の概算要求で、現在の待遇を見直し、教員不足の改善のために公立学校の教員の処遇改善として現行の4%相当から13%に増額する案をまとめたが、残業時間に応じた手当を支払う仕組みを導入する案が政府内で浮上し関係省庁が検討を始めており、教育現場の実効性を確保するには教員の勤務実態の把握等の課題も多く、政府内での異論の調整に難航が予想されている。

3. カスタマーハラスメント対策について

Q カスタマーハラスメントの実態調査結果の評価について

2025年1月1日から市職員が安心・安全に業務に取り組める環境づくりのために、職員の個人情報等に配慮し、名札の表記見直し、出入口への座席表示の配置、カスタマーハラスメント予防の周知啓発を実施予定。

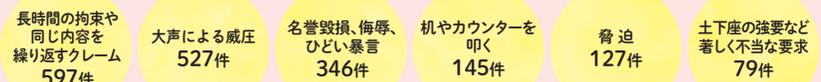
正職員・再任用職員・任期付き職員・臨時的任用職員・会計年度任用職員を対象とした「5年以内にカスタマーハラスメントを受けたことがある」との質問に対し、アンケートに回答した全職員2,330人のうち849名、正職員1,326人のうち652人の職員が「経験あり」と回答。

A カスタマーハラスメント対策は必要不可欠であると認識している。労働安全衛生法第19条に基づき設置し、産業委管理職労働組合推薦職員若手職員19名を構成メンバーとする職員安全衛生委員会において、7月以降5回にわたり、様々な議論を重ねてきた中で、インターネットやSNSの普及により、職員の個人情報を含めた情報管理や掲示のあり方について一層の配慮が必要との考えが示されたことから、2025年1月1日より名札の表記見直し、ネームプレート、至務室出入口の座席表示の配置、来庁者へのカスタハラ予防周知啓発を実施することにした。

Q 今後カスタマーハラスメントが発生した場合、ハラスメントを受けた職員に対してどのようなフォローアップを考えているか?

【実際に不当要求行為があった件数】
2021年度が26件、2022年度が41件、2023年度が17件と認識している。

A 接客時や電話応答時等の場面で複数人で対応するなど組織的に毅然と対応することや、ハラスメントによって心理的な負担を負った職員へのアフターフォローが重要であると認識している。接客・応答時において行き過ぎたクレームから脅迫行為や土下座の強要など不当要求行為等に波及する事例が多くなる傾向があり、2004年に発出された警察庁次長依命通達に基づく郡山警察署長及び郡山北警察署長からの要請を受けまして2006年6月に制定、2014年4月に改定した不当要求行為等対応マニュアルにより、所属ごとに迅速・的確に対応できる組織的な体制整備のほか、警察OBの不当要求行為等対策相談員1名及び施設管理責任者と向警察署との緊密な連携を図るとともに、必要に応じた弁護士等に相談するなど毅然とした態度で臨んでいる。カスタマーハラスメントを受けた職員の心理的な負担軽減を図るため、職員厚生課の保健師2名による相談対応や2024年5月から実施し、現時点で延べ116名が利用している「民間事業者による従業員支援プログラム(EAP)」において公認心理師、精神保健福祉士等専門職への相談を促すなど、フォロー体制を充実させていく。今後も市民と職員の良い関係のもとで、市民サービスを受けやすい環境づくりを進めていく。



4. 市民提案制度について

【「みなさんの声」の記載台について】

本市の市民提案制度、「みなさんの声」は、様々な提案や要望等が市民から寄せられ、市政運営の向上に寄与してきたものと認識している。しかし、現在設置されている「みなさんの声」の記載台は、周囲に埋もれてしまいがちな配色となっており、市民が来庁した際、記載台があることに気づかず、気に留めていなければ記載台の存在に気づかないことが多いのではないかと考える。

Q 現在は、インターネットによる投稿が主となっていると思うが、市民が市役所や行政センター等を訪れたときに、ふと気づいたことを気軽に投稿できるよう、専用紙による投稿をより一層利用しやすいものとするため、記載台を今よりも目立つデザインに変更し、目につきやすい場所に設置してはどうか?

A まちづくりの主役である市民の声を市政に生かすため、ウェブサイト等により意見や提案を受け付けている。本年度は11月末現在693件の投稿のうち、559件、80.7%がオンラインでの投稿であり、庁舎内記載台や手紙等の投書による投稿は107件、15.4%となっている。記載台を目立つデザインに変更し、目につきやすい場所に設置することについては、本庁舎及び西庁舎出入口の庁舎案内窓口に記載台を設置し、案内しやすく、気づきやすい場所への設置に配慮しているところであり、現在のところ、場所が分かりにくい、目立たないという意見は届いていないが、適宜、意見を伺いながら判断していく。今後も、市民からの意見や提案の投稿については、記載台のほか、24時間、場所や時間を選ばないオンライン投稿、ファックスや電話等、市民がそれぞれの事情に合わせて、様々な方法で投稿できるよう、広報こおりやま等で周知していく。

「みなさんの声」

- 専用紙による投稿が97件
- ウェブサイトが664件
- ファックスが15件
- その他が43件
- 合計819件
- (令和5年度事務報告書より)

5. 「わたしの未来ノート」について

「わたしの未来ノート」とは?

介護保険法第115条の45に基づく在宅医療、介護連携推進事業として、人生の最終段階におけるあり方や意思決定のプロセスであるACP(アドバンス・ケア・プランニング)の推進を図るため、郡山医師会副会長の福井健生をはじめ、医療、福祉、介護等の関係団体で構成する郡山市エンディングノート研究会様のご協力を得ながら作成し、2023年8月10日に10,000部発行された。

「このノートはあなたの未来を考え、書き記すものです。これまでの人生を振り返りながら、これからの人生について考え、書き留めることで、あなたのような考えや思いを持っているかを大切な人に伝える方法の一つとして利用することができます。より豊かな人生が歩めるよう、また自分の意志が伝えられない状態になった時に自分の思いが反映されるよう、ノートにあなたのことを書き記してください。」
(わたしの未来ノート冒頭にあるメッセージより抜粋)

※「わたしの未来ノート」に記すことができる内容:

生年月日や血液型、住所、もしもの時の連絡先等の基本情報だけでなく、かかりつけ医療機関の情報、既往歴、利用している福祉サービスの情報、もしもの時どのようなケアを望むか、困った場合に各種相談ができる場所の連絡先等が23ページに凝縮。本人の遺志を確実に伝えられるとともに、周囲の残された方々の各種手続等の負担軽減にもつながるものである。

Q 現在、わたしの未来ノートを手にすることができる場所は、どのような場所で何箇所あるのか?

A わたしの未来ノートは昨年度、地域包括支援センターのほか、市内の医療機関や居宅介護支援事業所、介護保険施設など648の事業所及び関係団体へ、これら施設等の利用者向けに配置している。現在は地域包括ケア推進課、郡山市在宅医療・介護連携支援センター及び市内17箇所の地域包括支援センターで配布している。2024年11月30日現在、ACPIに関する出前講座や市民向け研修会等への参加者など8,754名に配布したほか、未来ノートのダウンロードが可能な市ウェブサイトにも3,644アクセスがあった。

Q わたしの未来ノートの普及啓発のために現在どのような取り組みを行っているのか。また、高齢者の利用頻度の高い公共施設や民間施設へのポスターの掲示で更なる普及啓発に取り組むことはどうか?

A 2024年3月に策定した第九次郡山市高齢者福祉計画・郡山市介護保険事業計画においてACPの普及促進を在宅医療・介護連携推進の重点事項として位置づけており、このACPの取り組みを推進するため未来ノートの普及に努めているところである。これまで地域包括支援センターや医療機関、介護施設等を通じて施設利用者やそのご家族等への普及を図るほか、未来ノートを活用したACPIに関する研修会が説明会を積極的開催し、2024年11月末現在で市民や専門職向けの研修会は4回開催し496名、新たにメニューとして加えた。出前講座等は61回開催し1,571名の参加があった。これらの研修会等へ参加された方々へのアンケートでは、自分を見つめ直すきっかけになったなど、未来ノートの有用性に関する意見を得ている。また、市の広報誌や広報番組、ウェブサイトやSNSを通じた情報発信を行うとともに、公民館を通じて啓発を図るとともに、市民にしっかりと情報が届くよう効果的な周知を図り、さらなる普及に努めていく。

6. 全ての子どもが過ごしやすい学校にするために

Q 現在の市立小中学校・義務教育学校のサポートルームの設置数は?

A 本市では小学校14校、中学校21校、計35校にサポートルームを設置している。そのうち、小学校2校、中学校2校が県教育委員会の指定を受けたスペシャルサポートルーム実践校となっている。

- 小学校における不登校児童数269名
- 中学校における不登校生徒数447名
- (令和4年3月末時点)

Q サポートルームの教職員の配置状況は?

A スペシャルサポートルーム実践校においては、小学校1校、中学校2校、計3校に専任教員がそれぞれ1名配置されている。また、本市が独自に小学校2校、中学校12校、計14校に学校生活支援員14名を配置し、各校のサポートルームにおいて不登校児童生徒の自己実現のための支援を行っているところである。今後も、各学校の創意工夫による不登校児童生徒の居場所づくりを推進するとともに、県教育委員会に対してスペシャルサポートルームのための加配教員の増員を強く要望していく。

Q サポートルームは様々な困難を抱えた児童生徒が利用するため、教職員のスキル向上が大変重要であると思うが、サポートルームにおける教職員のスキル向上のために取り組んでいることは?

A 県のスペシャルサポートルーム実践校においては県教育委員会や本市教育委員会が各学校を訪問し担当教員や管理職と連携を図るとともに、県教育委員会主催による担当教員とのミーティングを年3回行い、情報交換等によりスキルアップを図っているところである。本市教育委員会では文部科学省委託研究委員の藤崎育子氏等を講師に教育研修センター主催による「不登校・児童生徒理解講座」等の研修会を年4回実施するとともに、総合教育支援センター主催の研修会を年2回実施し、サポートルームに関する教職員をはじめ、不登校児童生徒に対応する教職員のスキルアップを図っているところである。今後も、不登校児童生徒の学習意欲の向上や社会的自立につながる支援ができるよう、教職員の研修の充実を図っていく。

Q 現代的教育現場では、発達障がいのある子どもたちが過ごしやすい環境づくりがますます重要視されており、カームダウン・クールダウンスペースは、そのような特性のある子どもたちにとっては有効なサポートツールであることから、先進事例を参考に設置しては?

A 発達障がいのある子どもたちが安心して日常生活を送ることができるように教室環境等を整備することは重要であると認識している。特別支援学級を設置している学校では、児童、生徒の特性や各学校の実情に応じて工夫し、一人一人が落ち着くことができるカームダウン・クールダウンスペースを教室内や空き教室等に設置しているところである。また、本市教育委員会では、各学校においてカームダウン・クールダウンスペースを設置する際の参考となるよう、総合教育支援センター監修のもと、教育研修センターに、カームダウン・クールダウンスペースを踏まえた特別支援学級のモデルルームを設置し、研修会等で紹介している。今後も、各学校において児童生徒のニーズにあったカームダウン・クールダウンスペースの整備に努めるよう働きかけるとともに、ウェブサイト等を通じて情報を発信していく。

カームダウン・クールダウンスペースとは?

自閉症や知的障害、精神障害、発達障害、日常感覚過敏の症状など、発達障害を持つ子どもたちは、集団生活の環境の変化、刺激に敏感でストレスを感じやすい傾向にあります。このスペースを設けることで、子どもたちが安心して過ごせたり、自分の感情をコントロールできるようにする助けとなります。ストレスを感じた際にクールダウンスペースに逃げ込むことで感情の爆発を防ぎ、心を落ち着かせることができることで、日常生活を安心して送ることができます。また、自らクールダウンスペースへ移動することで自分の感情をコントロールする力を養うこともでき、更に周りの子どもたちがこのスペースについて理解することは、様々な特性を持つ仲間がいることを知り、受け入れるきっかけにもなります。

- 山形県東根市立大森小学校「アルコーブ」・「デン」の整備。
- 東京都武蔵野市立大野田小学校 少人数指導のための小空間を整備。
- 東京都立川市立若葉台小学校 普通教室にカームダウンに利用できる小空間を設置。
- 埼玉県さいたま市立野本町小学校 余裕教室に設置をしたプレイルームをカームダウンの空間としても利用。

全国的に整備が広がっている

他市の事例

